

1 旧約聖書と新約聖書

いま日本には外国人の方がたくさん暮らしています。しかし〈ユダヤ人〉、あるいは〈ユダヤ教徒〉に、ふだん出会う機会は、ほぼありません。これほど私どもが知らない外国人はいません。

なお早めに申し上げておくと、現在、一般に、彼らを民族として見る場合にはユダヤという名称が、一つの国として、またその国民として見る場合はイスラエルという呼び方が、広い意味で文化的な背景と関わりがあるときにはヘブライという言葉が使われています(厳密ではない)。

大昔『日本人とユダヤ人』(山本七平著)という本がベストセラーになったことがあります。私などまだ学生の頃です。ユダヤ人をわれわれふつう知らないだけでなく、いろんな点で非常に対照的なので比べてみようと思った、というようなことを著者が書いていたことを覚えています。

ユダヤ人やユダヤ教徒を知らないというのは何も日本人だけではありません。また知らないことが問題だということでもありません。むしろヨーロッパやロシア、その近くの地域では、ユダヤ人が身近にいても知らうとしなかった、反対に差別し、排除し、虐殺する、そのような暗い歴史のあったことは、皆様方もご存じのことと思います。アウシュヴィッツという名前に代表される、ナチ政権による六〇〇万人にもものぼるユダヤ人の大量虐殺は長い迫害の歴史、とり分けキリスト教徒による差別の歴史の恐るべき帰結なのです。

ユダヤ教を知らない、ユダヤ人が周りにいないというようなことはともかく、私どもキリスト者にとつて、聖書が信仰の基礎だという場合、その聖書とは、言うまでもなく、旧約と新約の両方です。教会学校の子供たち、あるいはキリスト教学校の生徒たちも、分厚い、扱いに困る聖書をかかえ、カバンに入れ登校してきます。これには感心しないわけにはいきません。

旧約と新約と両方で聖書だという、当たり前のことをあえて申し上げるのは、旧約を軽んじてならないからです。

じつは〈旧約〉という言い方にも少し注意しなければならないのです。〈旧〉と言うと〈新〉があつての〈旧〉です。しかしこれは古い昔のもの、いまは意味がないというのではありません。これは、ユダヤ教の不変の〈正典〉です。ユダヤ教の聖書です。神の言葉です。生きています。私どもはそれをイエス・キリストを通して受け入れて、私どもの正典の一部としているのです。

旧約が大切なのは、当然のことです。イエスが読んでいた、聞いていた、ペトロをはじめとして最初の弟子たちが読んでいた聖書はまさに旧約聖書、旧約聖書だけなのです。それを読み、学ぶ中から、イエスご自身、メシアであるとの自覚を深め、弟子たちはイエスをメシア(キリスト)として信じるようになったのです。みなそこから神を知り、御心を聞き、信仰が生まれたのです。その信仰の証しとして書かれたのが

新約聖書です。

このローマの信徒への手紙を書いたパウロ、彼もユダヤ人です。彼は、旧約の教えに、律法に、だれよりも熱心な人物でした（フィリピ三章、他）。それを真面目に生きようとしている中でキリストに出会い、回心し（使徒九章、他）、使徒として立てられたのです。ユダヤ教の問題性も彼はよく知っていました。それゆえイエス・キリストによる救いを、実際の体験においても、知的な理解においても、彼ほど深く知っていた人はいなかったのです。

2 まことのユダヤ人

さて今日の聖書箇所は、二章一節からはじまっている、まさにその同胞ユダヤ人との対話、きびしい対論のつづきです。

ところで、あなたはユダヤ人と名乗り、律法に頼り、神を誇りとし、その御心を知り、律法によって教えられて何をなすべきかをわきまえています。また、律法の中に、知識と真理が具体的に示されていると考え、盲人の案内者、闇の中にいる者の光、無知な者の導き手、未熟な者の教師であることを自負しています。それならば、あなたは他人には教えながら、自分には教えないのですか。「盗むな」と説きながら、盗むのですか。・・・あなたは律法を誇りとしながら、律法を破って神を侮っている（一七〜二一、二三節）。

二章一節から対話、対論ははじまっているのですが、相手がだれか、ユダヤ人であることは分かっていますが、一六節までは、パウロはそれをはっきり口にすることはありませんでした。それがここに来て「ユダヤ人」と名指しされています。

ユダヤ人が自らユダヤ人と名乗る、そのことにパウロが反対しているわけではありません。

ユダヤ人は、われわれは神に選ばれた特別の民族だというひじょうに強い誇りを持っていました。パウロも、否定はいたしません。神は、たしかに彼らをご自分の民として選び、神自ら、彼らの神となられたのです。ユダヤ人がそのような契約の民であることは、その通りなのです。

今日の箇所全体を読んでいると、ユダヤ人であることの誇りが、律法を与えられたということ（一八〜二四節）と、割礼を受けているということ（二五〜二九節）にあることが分かります。そしてそれをまとめて、三章一節で、パウロは、次のように書いています。

では、ユダヤ人の優れた点は何か。割礼の利益は何か。それはあらゆる面からいろいろ指摘できます。まず、彼らは神の言葉をゆだねられたのです（三・一）。

「神の言葉をゆだねられた」。それはまことに誇らしいことです。ここにユダヤ人の、他の民族に対する優位な点があるということです。彼らが誇ることも人間的には分らないではありません。

しかし問題は、ユダヤ人が律法に従って忠実に生きているかということ。行っているかということ。そうでなければ、律法を持っている、知っているというだけでは、何の意味もない。それどころか、それはかえって神の名を汚すことにもなるのです(二四節)。難しいことをパウロは言っているわけではありません。当然のことを言っています。

律法を持ちながら律法に生きていないということは、先週の箇所でも取り上げられていたので、今日は割礼について何と言っているか、少し見てみます。

あなたが受けた割礼も、律法を守ればこそ意味があり、律法を破れば、それは割礼を受けていないのと同じです。だから、割礼を受けていない者が、律法の要求を実行すれば、割礼を受けていなくても、受けた者と見なされるのではないですか。・・外見上のユダヤ人がユダヤ人ではなく、また、肉に施された外見上の割礼が割礼ではありません。内面がユダヤ人である者こそユダヤ人であり、文字ではなく霊(聖霊)によって心に施された割礼こそ割礼なのです。その誉れは人からではなく、神から来るのです(二五〜二六節、二八〜二九節)。

割礼(生まれて八日目に男児の包皮を切り取る)は、イスラエルでは、父祖アブラハムからはじまった習慣です(創世記一七章)。周辺の民族ではなされていなかったのも、ユダヤ民族を特徴づけるものと見なされてきました。その意味は彼らが神の契約の民であることのしるしです。

しかしその割礼も、パウロからすれば、律法を守ってはじめて意味のあるものなのです。律法を守っていなければ、たとえユダヤ人でも(まことのユダヤ人)ではないので、割礼は無意味です。

反対に、無割礼、すなわち異邦人でも、心に示された神の律法によって御心に従っているならば(一五節)、割礼がなくても、いわば聖霊によって心に割礼を受けた者として、(まことのユダヤ人)、神の契約の民なのです。割礼がユダヤ人を有利な立場に置くわけではありません。

ここでのパウロの議論は、まことに大胆、かつ鋭く、ある意味で決定的なものであると思います。いまユダヤ人と名乗っている者たちは(まことのユダヤ人)ではないと言っているからです。

3 神の誠実

ここまで話が進んで行けば、当然、次のような問いが、ユダヤ人側からも、異邦人の側からも出てくるのではないでしょうか。かつて神がユダヤ人に与えた救いの約束はどこに行ったのか、無効になったのか、もっと簡単に言えば、ユダヤ人はそれでも救われるのかという問いです。

その問いを念頭において、三章三〜四節を聞いてください。

それはいったいどういうことか。彼らの中に不誠実な者たちがいたにせよ、その

不誠実のせいで、神の誠実が無にされるとでもいうのですか。決してそうではない。人はすべて偽り者であるとしても、神は真実な方であるとすべきです（三・四節）。

どうでしょうか。ユダヤ人は救われなくても、救いの約束は反故（ほご）にされたとも言われていません。むしろ神の誠実は変わらない。ユダヤ人に与えられた救いの約束は変わらない、撤回されない、たとえ一部のユダヤ人が不誠実であっても。力強い聖書のメッセージです。

ここで神について「誠実」と訳されている言葉は、心變わりをしない、忠実、信実という意味です。聖書で、もっとも大切な言葉の一つです。神は約束したことに、どんな困難があっても、たとえ相手が約束を破ったとしても、どこまでも誠実に実行するという意味です（黙示録一・四、三・一四）。

この「誠実」は私どもにおいてはどうなっているでしょうか。パウロは他のところで「誠実」を聖霊の結ぶ実としています（ガラテヤ五・二二）。またヨハネの手紙一は、「言葉や口先だけではなく、行いをもって誠実に愛し合おう」（三・一八）と呼びかけています。

聖書の歴史を見ると、神の民イスラエルにおいて、人はいつも神に対し不誠実に歩んできたといわざるをえません。十戒の第二戒に偶像礼拝への戒めがあるということは、それを示しています。モーセがシナイ山で律法を授かっているとき、山のふもとで、民が、アロンの指導で、「金の子牛」を鑄造して、これを神として拝んでいたという故事を思い起こします（出エジプト三二章）。この誠実さを日本語では〈信〉と言います。神の誠実に人はつねに信をもって向き合うべきなのに、私どもは失敗しているということです。神はイスラエルに救いの約束をしました。その約束に忠実なこうした神の誠実に対して、人間は必ずしも、誠実をもって賛美し、応答しようとしてこなかったということです。

しかしそのようなイスラエルの、そして人間の不誠実によって、神の誠実が傷つけられて、その約束は反故（ほご）になったというのでしょうか。パウロは、そのように問い、直ちに否定します。「決してそうではない」。なるほど不誠実な人間は現れるでしょう。いや人間はまさに不誠実なのです。しかしそれによって神の約束も無効になるのではない。それが神の約束、神の誠実なのです。

この第二章でパウロは、異邦人だけでなく、ユダヤ人の罪も明らかにせざるをえませんでした。しかし人間の罪によって神の救いの約束は無になることはない。それを明らかにしたのがイエス・キリストです。イエス・キリストこそ神の誠実の確証なのです（一五・八）。

神はいまやイエス・キリストを信じることによる救いの道をすべての人間に示してくださいっています。イエス・キリストの十字架の死と復活によってすべての人の罪を赦さない、新しい命を私ども与え、神と共に新しい人生を歩む可能性を開いてくださったのです。私どもの見つめるべき、依り頼むべきは、キリストにおいて示された神の誠実にほかならないのです。

（二〇二三年二月五日）